

投資主各位

証券コード 3463
(発信日) 2026年10月2日
(電子提供措置の開始日) 2026年10月2日
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
いちごホテルリート投資法人
執行役員 石井 絵梨子

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することも可能でございます。その場合には、**お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2026年10月23日（金曜日）午後6時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資法人現行規約同条第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約第15条抜粋）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日

若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
- (6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

また、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考資料等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトに「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のホームページ等にアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

本投資法人のホームページ

https://www.ichigo-hotel.co.jp/ir/general_meeting.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のホームページにも掲載しておりますので、以下の東証のホームページ（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（いちごホテルリート投資法人）または証券コード（3463）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」にある「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証のホームページ（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬具

記

1. 日 時：2026年10月24日（土曜日）午前10時
2. 場 所：東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ I
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：監督役員2名選任の件
- 第4号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面によって議決権を行使いただく場合、各議案につき賛否の表示をなされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
 - ◎電子提供措置事項または電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項または電子提供措置事項を記載した書面に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合には、その旨、修正前および修正後の事項を
本投資法人のホームページ (<https://www.ichigo-hotel.co.jp/>) および
東証のホームページ (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- ①会計監査人の監査報酬の支払時期について、実際の監査手続の進捗状況に即したものとするため、投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領後、2か月以内とするよう変更を行うものです（第28条関連）。
- ②「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、改正後の条文にあわせ関連する規定の変更を行うものです（第31条第5項関連）。
- ③2026年4月1日付で一般社団法人投資信託協会および一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、一般社団法人資産運用業協会が発足したことに伴い、必要な字句の修正を行うものです（第34条第1項および第37条（2）および（5）関連）。
- ④投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、資産運用報告等の電子提供措置をとるための規定を設けるものです（第37条の2関連）。
- ⑤その他必要な字句の修正を行うものです（第37条（1）および別紙関連）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第 28 条（会計監査人の報酬の支払基準） 会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に1,500万円を上限とし、役員会で決定する金額を、 <u>当該決算期後3か月以内に支払う。</u>	第 28 条（会計監査人の報酬の支払基準） 会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に1,500万円を上限とし、役員会で決定する金額を、 <u>投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領後、2か月以内に支払うものとする。</u>

現 行 規 約	変 更 案
第 31 条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1.～4.（記載省略） 5. 本投資法人は、不動産関連資産及び前項に規定する特定資産のほか、不動産関連資産への投資に当たり必要がある場合には、次に掲げる資産に投資することができる。 （1）～（10）（記載省略） （11）地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく<u>算定割当量</u>その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。） （12）～（14）（記載省略） 6.（記載省略）	第 31 条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1.～4.（現行のとおり） 5. 本投資法人は、不動産関連資産及び前項に規定する特定資産のほか、不動産関連資産への投資に当たり必要がある場合には、次に掲げる資産に投資することができる。 （1）～（10）（現行のとおり） （11）地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。） （12）～（14）（現行のとおり） 6.（現行のとおり）

現 行 規 約	変 更 案
第 34 条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資対象資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1) ～ (9)（記載省略） (10) その他 前各号に定めがない場合は、投信法、一般社団法人<u>投資信託協会</u>（以下「<u>投信協会</u>」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。 2. ～ 3.（記載省略）	第 34 条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資対象資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。 (1) ～ (9)（現行のとおり） (10) その他 前各号に定めがない場合は、投信法、一般社団法人<u>資産運用業協会</u>（以下「<u>資産運用業協会</u>」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。 2. ～ 3.（現行のとおり）

現 行 規 約	変 更 案
第 37 条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 （1）利益の分配 ① 投資主に分配する金額の総額のうち、本投資法人の利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額が出資総額等その他の投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）で定める各勘定科目に計上した額の合計額（以下「出資総額等の合計額」という。）を上回る場合において、当該純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。以下本条において同じ。）の金額（以下「分配可能金額」という。）は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算されるものとする。 ② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「<u>投資法人に係る課税の特例規定</u>」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えるものとする。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合にはこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。	第 37 条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 （1）利益の分配 ① 投資主に分配する金額の総額のうち、本投資法人の利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額が出資総額等その他の投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）<u>以下「計算規則」という。</u>）で定める各勘定科目に計上した額の合計額（以下「出資総額等の合計額」という。）を上回る場合において、当該純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。以下本条において同じ。）の金額（以下「分配可能金額」という。）は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算されるものとする。 ② 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えるものとする。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合にはこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。

現 行 規 約	変 更 案
なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、一時差異等調整積立金、圧縮積立金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。 (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、本投資法人が適切と判断した場合又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合には、<u>投信</u>協会の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、この場合において、なおも課税負担の軽減を目的として本投資法人が適切と判断する場合は、本投資法人が決定した金額により金銭の分配をすることができる。 (3) ～ (4) (記載省略) (5) <u>投信</u>協会規則 本投資法人は、前各号のほか、金銭の分配にあたっては、<u>投信</u>協会の定める規則等に従うものとする。	なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、一時差異等調整積立金、圧縮積立金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。 (2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、本投資法人が適切と判断した場合又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合には、<u>資産運用業</u>協会の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、この場合において、なおも課税負担の軽減を目的として本投資法人が適切と判断する場合は、本投資法人が決定した金額により金銭の分配をすることができる。 (3) ～ (4) (現行のとおりに) (5) <u>資産運用業</u>協会規則 本投資法人は、前各号のほか、金銭の分配にあたっては、<u>資産運用業</u>協会の定める規則等に従うものとする。

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	第 37 条の2（資産運用報告等の電子提供措置） <u>本投資法人は、計算規則の定めるところに従い、計算規則第81条第1項に定める提供計算書類等に表示すべき事項にかかる情報を、投信法第131条第3項の規定による通知を発出する時から5年間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる。</u>
別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 本投資法人が保有する資産の運用を委託する金融商品取引業者（以下「資産運用会社」という。）に支払う資産運用報酬の金額、計算方法、支払の時期及び方法はそれぞれ以下のとおりとする。 なお、本投資法人は、資産運用報酬の金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を資産運用会社宛て支払うものとする。また、計算の結果、それぞれ負となる場合は0とし、1円未満の端数がでる場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。	別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 本投資法人が資産運用会社に支払う資産運用報酬の金額、計算方法、支払の時期及び方法はそれぞれ以下のとおりとする。 なお、本投資法人は、資産運用報酬の金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を資産運用会社宛て支払うものとする。また、計算の結果、それぞれ負となる場合は0とし、1円未満の端数がでる場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。
1.～2.（記載省略）	1.～2.（現行のとおりのとおり）

現 行 規 約	変 更 案
3. 被合併時成果報酬 本投資法人が他の投資法人（以下本<u>3</u>において「合併相手方投資法人」という。）によって合併される場合（以下で定義される。）において、当該合併に係る合併契約において定められる合併比率（割当比率）に基づき算出される本投資法人の投資口価格（以下で定義される。）から被合併時1口当たり簿価純資産額（以下で定義される。）を減じた金額（以下「被合併時1口当たり含み益」という。）に、当該合併に係る合併契約を承認する本投資法人の投資主総会の決議がなされた時点における本投資法人の発行済投資口の総口数を乗じ、かかる金額に10%の料率を乗じて得た金額。すなわち、以下の計算式で算出される。 （以下省略）	3. 被合併時成果報酬 本投資法人が他の投資法人（以下本<u>項</u>において「合併相手方投資法人」という。）によって合併される場合（以下で定義される。）において、当該合併に係る合併契約において定められる合併比率（割当比率）に基づき算出される本投資法人の投資口価格（以下で定義される。）から被合併時1口当たり簿価純資産額（以下で定義される。）を減じた金額（以下「被合併時1口当たり含み益」という。）に、当該合併に係る合併契約を承認する本投資法人の投資主総会の決議がなされた時点における本投資法人の発行済投資口の総口数を乗じ、かかる金額に10%の料率を乗じて得た金額。すなわち、以下の計算式で算出される。 （以下現行のとおり）

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である石井 絵梨子は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、2026年9月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職	
いし い えり こ 石 井 絵梨子 (1981年1月3日)	2004年10月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 森・濱田松本法律事務所
	2007年12月	金融庁総務企画局企業開示課専門官 出向
	2010年8月	米国コロンビア大学ロースクール（LL.M.）修了
	2010年10月	伊藤忠欧州会社 英国ロンドン 法務部 出向
	2011年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録
	2016年4月	慶應義塾大学法科大学院 非常勤講師
	2016年7月	新幸総合法律事務所 パートナー（現任）
	2018年6月	株式会社ソフィアホールディングス 社外取締役
	2018年12月	株式会社スマートドライブ 社外監査役
	2019年1月	株式会社FUNDINNO 社外監査役
	2019年5月	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督役員 （現任）
	2019年6月	株式会社アルマード 社外監査役（現任）
	2019年7月	株式会社LIFE CREATE 社外監査役
	2021年3月	株式会社タムロン 社外取締役（現任） 株式会社Sun Asterisk 社外取締役 監査等委員（現任）
	2021年10月	SYNQA株式会社（現OPN Holdings株式会社） 社外監査役（現任）
	2022年2月	アドバンス・プライベート投資法人 監督役員（現任）
	2022年10月	本投資法人 執行役員（現任）
	2023年6月	イーレックス株式会社 社外監査役（現任）
	2023年12月	株式会社スマートドライブ 社外取締役 監査等委員（現任）

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員です。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として当該保険契約の被保険者になっており、選任が承認された場合は引き続き当該保険契約の被保険者になる予定です。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である飯田 善および古田 十は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第19条第3項に基づき、選任後本投資法人規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職	
1	飯田 善 (1967年2月15日)	1989年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）
		1993年5月	米国ペンシルベニア大学法科大学院修士課程（LL.M.）修了
		2001年4月	株式会社三井住友銀行 市場営業統括部部長代理
		2008年3月	一橋大学法科大学院（法務博士） 修了
		2009年12月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
		2010年1月	増田パートナーズ法律事務所 弁護士
		2011年6月	株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役
		2011年7月	飯田経営法律事務所設立 代表弁護士（現任）
		2013年5月	株式会社スタッツインベストメントマネジメン ト 社外取締役
		2015年3月	アーキアエナジー株式会社 社外監査役
		2015年7月	本投資法人 監督役員（現任）
		2015年8月	株式会社西東京リサイクルセンター 監査役 （現任）
		2016年6月	メディケア生命保険株式会社 社外監査役 （現任）
		2019年2月	株式会社スタッツインベストメントマネジメン ト 監査役
		2019年6月	株式会社エクサウィザーズ 社外監査役 （現任）
		2020年4月	アーキアエナジー株式会社 社外取締役 （現任）

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職	
2	ふる た じゅう 古 田 十 (1969年2月13日)	1991年10月	中央新光監査法人
		1999年8月	株式会社エイ・ジー・エスコンサルティング (現株式会社AGSコンサルティング) (現任)
		2000年6月	日本ハウズイング株式会社 社外監査役 (現任)
		2001年1月	株式会社AGSコンサルティング MS1 部部長
		2008年12月	AGS税理士法人 社員 (現任)
		2011年1月	株式会社AGSコンサルティング BS事業本部副本部長
		2013年6月	株式会社オプティマ 監査役 (現任)
		2017年1月	株式会社AGSコンサルティング 名古屋支社長
		2020年4月	竹虎ホールディングス株式会社 監査役 (現任)
		2021年9月	マルハクホールディングス株式会社 監査役 (現任)
		2022年1月	株式会社AGSコンサルティング システムコンサルティング部門部門長
		2024年4月	株式会社ユーエスシー 監査役 (現任)
		2024年10月	本投資法人 監督役員 (現任)
		2025年1月	株式会社AGSコンサルティング 営業本部 シニアパートナー (現任)
		2025年10月	MEPS有限責任監査法人 代表社員 (現任)

1. 上記監督役員候補者はいずれも、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者はいずれも、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
4. 上記監督役員候補者のうち飯田善は、2003年2月に株式会社三井住友銀行を退職しており、退職から既に23年が経過していることから、本投資法人の監督役員の職務の執行を独立した客観的な立場から監督できるものと判断しております。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。
本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによっ

て生ずることのある損害を補填することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者はいずれも、現在、本投資法人の監督役員として当該保険契約の被保険者になっており、選任が承認された場合は引き続き当該保険契約の被保険者になる予定です。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第19条第4項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、2026年9月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職	
やまぐちひろみ 山口博己 (1954年3月6日)	1977年4月	東急ホテルズインターナショナル株式会社
	1984年4月	同社 開発運営本部課長
	1987年4月	パンパシフィックプロパティーズ株式会社 出向 財務経理部長
	1989年9月	Alpha U.S.A. Inc. 取締役副社長兼財務部長
	1994年5月	株式会社サッポロホテルエンタプライズ ウェスティンホテル東京 経理部次長
	1996年4月	パンパシフィックホテル横浜株式会社 パンパシフィック ホテル 横浜 財務経理部長
	2000年1月	同社 パンパシフィック ホテル 横浜 副総支配人
	2005年1月	マンダリン・オリエンタル東京株式会社 マンダリン オリエンタル 東京 経理財務部長
	2007年7月	アーコン・ホスピタリティ株式会社 (現アビリティス ホスピタリティ株式会社) オペレーティング ディレクター
	2008年10月 2015年7月	同社 チーフ オペレーティング オフィサー ホスピタリティディレクションズ株式会社 代表取締役 (現任)

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になる予定です。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第19条第4項本文の規定により、第3号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職	
さ く ま た か お 佐久間 貴 雄 (1987年5月4日)	2010年4月	あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 金融事業部
	2013年8月	公認会計士登録
	2016年8月	KPMG米国 ニューヨーク事務所 フィナンシャルサービス
	2019年7月	有限責任あずさ監査法人 金融事業部 マネージャー
	2021年8月	グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式 会社
	2023年8月	同社 ディレクター（現任）
	2026年2月	米国公認会計士登録

1. 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしています。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由がございます。当該保険契約の保険料（投資主代表訴訟特約を含む）は、投資法人役員会決議により、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同等の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になる予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項および本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

また、本投資法人現行規約同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、本投資法人現行規約第15条第3項が適用される第2号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、2026年9月17日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。

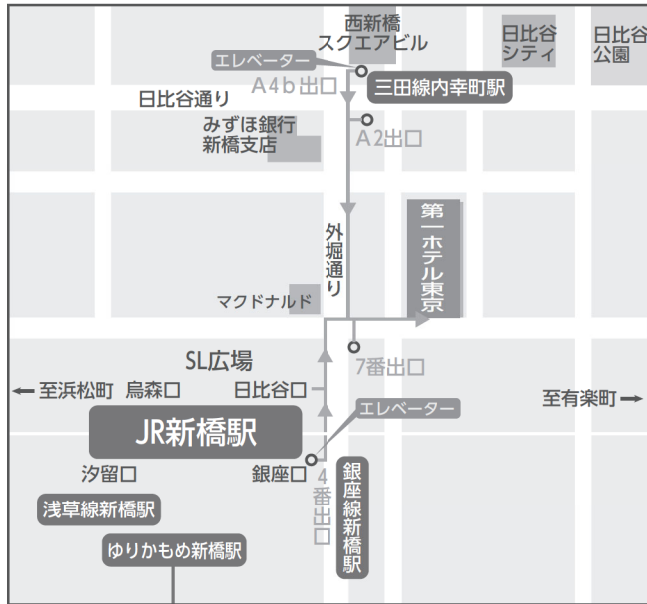
以上

投資主総会会場ご案内図

会 場：第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ I

東京都港区新橋一丁目2番6号

TEL 03-3501-4411 (代表)



- ・ J R「新橋駅」北改札より日比谷口（S L広場側） 徒歩約2分
- ・ J R・東京メトロ銀座線「新橋駅」7番出口または
内幸町地下歩道（段差有）より直結 徒歩約2分
※エレベーターは、4番出口付近にあります。
- ・ 都営三田線「内幸町駅」A2出口 徒歩約3分
※エレベーターは、A4b出口付近にあります。
- ・ 都営地下鉄浅草線・ゆりかもめ「新橋駅」 徒歩約5分

<ご来場される投資主様へのお願い>

ご入場は投資主様ご本人のみとさせていただきますが、障がいなどをお持ちの投資主様の介助のため同行された方は、1名に限り一緒にご入場が可能です。当日受付にお申し出ください。

ただし、介助者が議決権を行使したり、質問をすることはできませんので、ご了承ください。

